

平成29年度第7回（第46回）3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会会議録

○日 時 平成29年11月11日（土）午後7時00分～8時50分

○場 所 東大和市桜が丘市民センター 集会室

○委 員

（1）自治会・マンション管理組合等 以下のとおり（15名）

自治会・管理組合名	代表者	専任者
プラウド地区自治会	江尻征太郎	—
栄一丁目自治会	—	町田雄治
栄二丁目自治会	大舘繁	—
栄三丁目自治会	田中正明	岡田正嗣
末広二丁目親交会	—	—
新海道自治会	—	—
日神パレステージ東大和桜が丘管理組合	—	後藤隆康
グランステイツ玉川上水管理組合	—	深澤正郎
クロスフォート玉川上水管理組合	高山雄二(代理)	山崎武
グランドメゾン玉川上水ウエストスクエア管理組合	坂本長生	—
グランドメゾン玉川上水センタースクエア管理組合	三嶋健一(代理)	森口恵美子
グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合	—	—
グランドメゾン玉川上水ノーススクエア管理組合	—	上畑清司(代理)
グランスイート玉川上水管理組合	—	斉藤理憲
オーベルグランディオ東大和管理組合	榎本清	

（2）3市・衛生組合 以下のとおり

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	松尾資源循環課長
	東 大 和 市	中山ごみ対策課長
	武 蔵 村 山 市	古川ごみ対策課長
小平・村山・大和衛生組合	伊藤計画課長・片山事務局参事	

○事務局

小平・村山・大和衛生組合	管家計画課主査・里見計画課主査・小島計画課主任
--------------	-------------------------

○出席者

区 分	出 席 者	
組 織 市	小 平 市	岡村環境部長
	東 大 和 市	松本環境部長
	武 蔵 村 山 市	佐野協働推進部環境担当部長
小平・村山・大和衛生組合	村上事務局長	

〈会議内容〉

【伊藤課長】

それではですね、えー、定刻となりましたので、えー、これより3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会のほう、開催をさせていただきたいと思います。

えー、改めましてこんばんは。本日はですね、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

初めにですね、本日の協議会につきまして、えー、ご説明をさせていただきたいと思います。

えー、本日の協議会の開催通知につきましては、えー、事務局名で発送をさせていただきまして、内容といたしましては、地域連絡協議会の解散についてということで、えー、通知をさせていただいております。えー、ま、本日お集まりの皆様におかれましてはですね、さまざまなご意見があるとは思いますが、えー、解散についてご説明のほうを、えー、事務局のほうからさせていただきたいと思います。

えー、この地域連絡協議会につきましては、ペットボトルと容器包装プラスチックの中間処理施設の建設に関しまして協議を行う場ということで、えー、本日はですね、ま、46回目ということになります。えー、これまでですね、皆様からのですね、ご意見等をいただきましたことに対しまして、4団体としても感謝をしております。ありがとうございます。

本日はですね、配付資料につきまして、ま、2点ほどお配りしております。1点がですね、えー、えー、スケジュールということでA4横のもの。あとですね、えーと、地域連絡協議会からの要望と反映事項ということで、このホチキスどめになっているものですね、こちらのほうを配付をさせていただいております。

なおですね、えー、ま、皆様からのいただいたご意見ということで、今申し上げました地域連絡協議会からの要望と反映事項ということで配付をさせていただいております。こちらの資料に関しましては、えー、後ほどご説明のほうをさせていただきたいと思います。

えー、さてですね、えーと、前回、9月9日、ま、45回の協議会でございますが、こちらの会をもってですね、会長と副会長の任期が終了していますということでございます。で、本日はですね、事務局のほうで進行させていただきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

えー、それではですね、本日の内容といたしまして、えー、次第でございます2の連絡報告事項を皆様にお伝えをし、その後ですね、えー、3番の、えー、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会の解散理由についてということで、こちらのご説明をさせていただきだと思います。

本日の協議会につきましては、えーと、ま、部長、3市の部長とですね、えーと、私どもの事

務局長のほうがお席をさせていただいております。いつものように、あの、岡田さんのほうに板書のほうをお願いしておりますので、よろしくお願ひいたします。

なおですね、えー、本日の開催が7時からということで、えー、本日の協議会につきましては、えーと、8時30分、20時30分をもって終了ということにさせていただきたいと思ひますので、こちらに関してもご協力をよろしくお願ひいたします。

それではですね、早速なんですが、えーと、2の連絡報告事項のほうを、えっと、進めさせていただきますたいと思ひます。

**【森口専任者】**

はい。

**【伊藤課長】**

はい。

**【森口専任者】**

えーと、れん、まず、えーと、この協議会は今度46回目になるんですけど、この、これは普通に協議会として開催されていますか。例えば、45回で終了したから、この回については報告書が出ない、会議録が出ないということはありませんね。

ちゃんと、会議録なり、報告なり、えっと、ウェブにアップされるものと考えてよろしいでしょうか。

**【伊藤課長】**

そうですね。今回は46回ということで開催していますので、そのように考えております。

**【森口専任者】**

はい。そうしましたら、あの、これから、えーと、解散についての話はあると思うんですが、まず、やり方がおかしいと思ひます。あの一、今日、会議録が、まずは配付されておひません、前回の。何で会議録が配付されていなのかと、岡田さんに板書を今回もお願ひしましたと言っていますけど、岡田さんと私でチームを組んで、あの、最後の清書を残すところの作業をしていますけど、それさえ配られていません。45回目が最後にしますといったところに、何が残されたのか、積み残されたのかも放置したまま、これを進めさせてくださいというのはおかしくありませんか。

メールで連絡を受けている方々は、ある程度のことを知っていると思ひますが、メールで受けていない方は、あの一、郵送の文書だけで、この協議会が解散するということをお話されていると思うんですが、協議会を解散するに当たって、えー、町田委員が出した決議書なりを議員に送ったことが気に、気に入らないというか、あの一、要綱にないことであつたから、それがあつたので、

えー、協議会の、えー、事務を一切中止するとか、陳情書がまだ、あの一、ど、ち、ちん、陳情書が出されているから事務を行わないとか、そういった手紙を、えー、知っている方は、eメールで受け取っている方は知っているわけですよ。その上で、今、これだけいけしゃあしゃあと、しら一っとうこういうものを送ってきて、続けるのはおかしくないですか。

あの一、まず、前回、45回目に、これだけやると決めたものがなぜできていないのかをご説明ください。

**【岡田専任者】**

私からも発言させてもらいたいですけれども、ここで終わるのは終わるとして、46回までは正式な形でサインをし、私らもちゃんとつくって送っているわけですよ。ですから、えー、46回目でどうひっくり返ろうと、45回目までは正式な形で打ち合わせし、報告、あの、議論したくないものは一応組合及び行政が外れた形でやったということにしてあるわけですから、それを出さないというのは、これは46回をね、開催するに当たっておかしいんですよ。

私はメールで出さなかったですけどね、今日は当然そういうことが最初に、しかるべき話があってスタートだと思ったら、何があって、そうきましたから、森口さんもあきれて、こういう発言になった。

何はともあれ、今までやったことについての資料を出さないということ自身が、46回の会議、そんなひどいこと言っていないですよ。当然、今までの経緯からしての議論を進めているわけですから、それはここまでやりました、45回はというのを何で出さないのか。出さない理由がわからない、僕も。

これは、我々ね、45回議論したものを全て否定するというようなね、形に、とるしかとれないんですよ。私、あまりきつい意見言わないですけど、今回はちょっと煮えくり返っています。ひどいです、これは。だめですよ、こんなことやっちゃ。

トップはどう考えているんですか、それ、局長は。それを、トップに話をしないでこういうことをやっているとすれば、あなたたちの運営しているね、あなたたちのね、仕事をしていないということなんだよ、はっきり言って。こういう、大変失礼な言い方していますけどね、我々の、この5年間、真剣になって取り組んでいるわけですから。そう思いませんか、皆さん。

**【森口専任者】**

そう思います。私たちはね、私たちは、協議会を放棄したことなんてありませんよ。あなたたちは、まず、岡田さんが、あの一、時間がないから分科会をしましょうねとって分科会を分けて立ち上げたときに、自分たちの、えー、あの一、説明会の、えー、VOCの説明だか何だかの説明をした後、普通の、そもそも論になったとき、その席を去りましたよね。私たちは、当然、

協議会の席で、両方ともどものが扱っていただけるんだらうと思ってやったらば、あの、行政側は、あの一、分科会の片方を蹴りました。それで、分科会は続かなくなりました。

緊急動議になった際には、今度は、あの一、皆さん、え一、傍聴に回りますとってこの席を蹴りました。

そして、今度は陳情書が出されて、その結果が出るまでは事務手続きはしないというメールを、あの一、山崎さんのところに送ってきて、それもまた、あの一、拒否しました。3回も協議会を蹴っているわけですよ。私たち、まともに座って、これだけ話ししてて、あなたたち、やる気あるんですか。

**【伊藤課長】**

はい、え一、すいません。え一と、45回の、え一と、会議録まではホームページのほうにアップをさせていただいております。で、あとですね、すいません、あの一、先ほどから出ています、解散の理由というところがございますが、そちらについては、え一と、後ほどですね、あの一、しっかり説明のほうをさせていただきたいと思います。

**【岡田専任者】**

何で配付しないのかね。配付してないじゃない。通常は……。

**【森口専任者】**

違う、違う、言わなくていいの。

**【岡田専任者】**

前回の打ち合わせの議事録は、会議で発行通知とともに添付されていますよね。今回、されていませんよね。1枚しか来なかったわけです。7時から、6時半が何で7時なのかというのわからない。ささいなことかもわからないけれども、これ、重要なことなんですよ。30分、何で。いや、6時半はね、重要な会議だから6時にしماすって言ったら、みんな納得しますよ。おかしいと思いませんか？ 特に議事録ないなんていうのは考えられない。

いや、ホームページにアップしています、全員ホームページなんか見ていませんよ。ほとんどの人が。

**【森口専任者】**

いや、ホームページ見ました。あきれました。だって、訂正、私たちがしている訂正依頼をして、あの、訂正の確認をしてからいつもアップされるのに、私たちに何も送ってこないで勝手に載っているわけですから。

それで、それは載っているのに、あの一、私と岡田さんが書いた、あの一、板書のほう、清書、載っていませんでしょう。

【山崎専任者】

乗っていないですね。

【伊藤課長】

清書のほうは、森口さん、送られました……。

【森口専任者】

私じゃなくて。

【伊藤課長】

こちらのほうには、清書は送られてきていないと思うんですが。

【森口専任者】

えっと、岡田さんのほうからいっていると思いますよ。

【岡田専任者】

毎回、毎回送っているでしょう、訂正したやつで。

【伊藤課長】

4 5回の清書のほうは届いていないという認識なんです。

【森口専任者】

届いていなかったら、届いていないと言ってきませんか。

【山崎専任者】

今までやっててね。

【森口専任者】

今までやって届いていないことなんてないですから、届いてなかったら、届いてないって言うてくるのが普通じゃないですか。届いていてなくて、これ幸いじゃ、困りますよ。

【岡田専任者】

だって、こっちに記録残ってるし。

【森口専任者】

私のところにも残ってますよ、ちゃんと。もう、あの、会議が終われば1週間以内には、私と岡田さんは上げてますよ、普通。10日かかることはないですから。

【岡田専任者】

メールには、その、メールのほうのあれはないですけど、少なくともやりとりしてて、関係の人には全部送ってますから。

【森口専任者】

まずね、組合は、手紙を受け取ったときに、受け取りましたっていうメールがほとんどないん

ですよ。よほど受け取りましたっていう返事をくださいって書いてない限りは。ですから、あの一、送り損ないがあろうが届かなかったことがあろうが、そちらから来ないのが普通だと思ってるから、もし届いていないんだったらこういうことになると思うんですよ。

【岡田専任者】

いや、送ってますよ。あの一、市のほうにも送ってますし、それからこの協議会でメールを持ってる人たちにも送ってますから、送ってないということはありませんよ。

だったら、何で来ないんですか、どうしたんですかぐらい送ってきてくれてもいいんじゃない。

【山崎専任者】

それか普通だよ。

【岡田専任者】

何ですか。

【町田専任者】

何で議事録出さないの。

【岡田専任者】

何で、岡田さん、いつも偉そうなこと言っているけど、メールを出さないんですかって言うのが当たり前じゃないですか。

【坂本代表者】

今、岡田さんのおっしゃったとおりでしょう。いかにね、素人でもね、あの一、最小限のプロトコルというのはちゃんと守ってもらわなきゃ困りますよ。それで、議事録というのは、皆さんが確認した上でフィックスするわけですから、そんなのは議事録でも何でもありませんよ。作文ですよ。だから、みんなに配っているんでしょう、今まで。何で来ないんだろうなって思って、今までずっと思っていました。あまりにも素人過ぎる、あの一、素人過ぎ、過ぎますよね。

【岡田専任者】

いや、これは岡田さんが……。

【坂本代表者】

だから、ちゃんそこを説明してくださいよ。片山さんは、そこはどう考えているの。

【伊藤課長】

ま、うちのほうとしまして、ま、今、ちょっとお話は出ましたが、えーと、ま、いろんな、こう、いきさつもございまして、えー、事務のほうは今ストップしているというような話が出てきました。

ま、その辺の関係もございまして、我々のほうからしましては、特にですね、その辺の事務を、

えーと、一時、こう、とめていたというようなところがございます。

ま、その関係があって、えーと、ま、皆様のほうの確認というところは特にしなかったというようなところはございます。

【山崎専任者】

すいません。

【岡田専任者】

じゃあ、送る送らないはいけませんから、今日、今晚、もう1度再送しておきますから、皆さんに発送してもらえますね。いいですね、45回目までは。それで、再送しますから。それで、何もやってないわけね。

【伊藤課長】

わかりました。

【岡田専任者】

で、あなたは、私を、くださいという言い方しているけど、そんなことはあり得ないから、いや、そこまで僕は追及しないけれども、今日、今晚、送りますから、すぐ皆さんに、あの一、メールなり、ま、郵送ですか、それをやってください。

【伊藤課長】

わかりました。

【岡田専任者】

それをやってくれなきゃおかしいですから。

【山崎専任者】

もう1点、いいですか。あの一、邑上、あの一、事務がストップしてたという話、今、しましたけども、これはかなり前に解消されたわけですよ。で、直近で、先週の金曜日ぐらいだと思っただけですけども、邑上さんのほうから、邑上会長のほうから、その、議事録の確認はまだ出していないんですかというようなメール、送っていると思うんですよ。それに対して、返事、しました？ 返信しました？

【坂本代表者】

何もレスポンスないで。

【伊藤課長】

してないですね、してないです。

【山崎専任者】

でしょう。



【坂本代表者】

何でそんなことやるの。

【山崎専任者】

だって、そういうアナウンスが流れてて、それで、もうやらないという理由を、ちょっと教えてくださいよ。

【坂本代表者】

そう。ちゃんとはっきりここでしてください、今。

【片山参事】

解散理由をから説明するという事……。

【坂本代表者】

何を言ってるの。今、聞いていることをちゃんと答えなよ。

【伊藤課長】

すいません。まあ、今ですね、その、ま、事務をストップしたというようなお話をさせていただいております。まあ、それはですね、あの一、まあ、今日ですね、えーと、説明させていただく、まあ、解散の理由というようなところで、ま、我々が捉えているところがございます。

ですので、先に、あの、解散の理由のほうを説明いたしましょうか。

【坂本代表者】

逆でしょう。そんな前に議事録はどうなったんだということに答えてから進めなさいよ。

【伊藤課長】

これ、ま、議事録のほうは、今、このホームページのほうにアップをしている状況ということでございます。

【坂本代表者】

いや、アップしているけれども、ペーパーでもらって……。

【森口専任者】

はい。議事録は、私たちが今まで見たものを確認して、訂正箇所を見て、それを直してからアップしたのに、私たちに、が確認しないうちにアップしたということですよ。これからどこか違っているところやなんかあったら、訂正していただけますか。

【伊藤課長】

それは、まあ、連絡いただければ訂正をいたします。

【森口専任者】

でも、連絡いただければ訂正はいたしますで解散しますとかって言っていて、それで、あの一、

送ってきてないという、その態度が気に入らないんだけど。あ、ごめんなさい、表現がストレート過ぎて。

【片山参事】

解散理由、淡々と説明して。

【坂本代表者】

失礼しましたって一言ね、素直に言えばいい話なんだよ。

【伊藤課長】

はい、じゃあ、それではですね、すみません、あの一、先に、あの一、解散の理由のほうをです、えーと、説明をさせていただきたいと思います。

えーと、まあ、我々が、ま、捉えたというところで、ま、先ほども色々お話しありましたが、えーと、まあ、大きくですね、えーと、3点、3点ございます。

【森口専任者】

はい、すみません。

【伊藤課長】

え、よろしいですか。

【森口専任者】

それ、文書で出していただけないんですか。

【坂本代表者】

議事録はどうなったの。

【伊藤課長】

どちらも、今、説明をこれからさせていただきたいと思います。

【森口専任者】

文書で欲しいです。

【坂本代表者】

議事録の説明を。

【伊藤課長】

議事録じゃなくて、今。

【坂本代表者】

だから、議事録の説明をしなさいって、今……。

【岡田専任者】

紙に書いてあるやつ、あるの。紙で。

【伊藤課長】

まだメモ、メモです、これはメモです。

【森口専任者】

メモじゃなくて、正式文書で、そんな大事なことは、みんなにここで配るべきじゃないですか。

【山崎専任者】

そうだよ。

【森口専任者】

解散のことで、メモでここで話しますじゃおかしいですよ。

【坂本代表者】

小学生じゃあるまいし。

【伊藤課長】

いや、でも、ちょっと……。

【田中代表者】

すいません。

【森口専任者】

はい、はい。

【田中代表者】

解散理由って、先ほどから言ってますけども、解散というのは、両方が納得した上で解散ですよ。

【森口専任者】

あ、どなたか今。

【田中代表者】

これはね、納得した上での解散ですからね。

【森口専任者】

ありがとうございます、はい。

【田中代表者】

ところが、一方的にやめましょうでしょう、これじゃ。

【町田専任者】

そうです。

【田中代表者】

解散理由、いらぬですよ。

【町田専任者】

逃げているんだよ。

【田中代表者】

あの、ほんとうに一方的にやめますという話であれば、市民、ばかにしてますよ、完全に。

【坂本代表者】

敵前逃亡だよ。

【田中代表者】

ええ。

【坂本代表者】

銃殺刑だよ。

【田中代表者】

あの、これはね、どんな理由つけたって、解散の理由にはならないんですよ。あくまでも、解散というのは、双方が理解した上で、お互いにここまでやったからいいでしょう、解散しましょうという話ですよ。これが一方的にやめます、私たちはもうここから逃げますという話でしょう。

あの一、ほんとうにね、これだけはね、しっかり聞いておいていただきたいのは、解散、これだけ大事なものを建てようという話で、我々、これ、4年、5年、来てたわけです。で、その中でどうしようかという話もありました。もちろん、その場所が適切かどうかという話もありました。でも、それを置いておいても、とにかくこういうものをつくる、つくらなければいけないという話だったんで、来ているわけです。

ですから、あくまでも、あの一、全員が反対、全員が賛成ってこと、これ、100%絶対に最初から言ったとおりにないわけですから。でも、勝手に手続き上、どういう形であったか知りませんが、これを分解するということでしょう。もう一切やりませんということでしょう。てことは、あの一、解散理由、解散理由、私、聞いてもしようがないんで、もう、これ、退席しますよ、ここで。あの一、解散、こういう理由で解散しますということではなくて、もうやめますということですから、ああ、そうですかということしかないと思います。

で、これを、解散理由聞いた上で、もう少し話し合っ、じゃ、続けましょうって話になるんですけど残ってます。そうでなければここを出ていきます。どちらでしょう。

【伊藤課長】

ええ、まあ、我々としましてはですね、えーと、ま、ここ、まあ、本日をもって地域連絡協議会のほうを解散させていただくというところで、えーと、まあ、えー、4団体ですね、話し合っ、ま、決めて、今日臨んでいるというところでございますので、ま、我々の考えを、まずは申

し上げたいというところがございます。

【田中代表者】

4団体の決定ということですね、あくまでも。ということは、各市、それから組合、それが納得して解散する。そのことは、私たちに事前に何も連絡なかったですよ、こういう理由でっていう。普通だったら、解散します、今日集まってくださいというときに、その前に書類出しておいていただいて、こういう理由で解散しますから集まってください、これだったら納得いきます。

でも、集めといて、一方的にやめますということは、解散でも何でもありませんよ、これ。あまりにもひどい話です。とても、あの一、行政のやることでは、考えられないです。これだったら、今の加計学園とかああいう問題で安倍さんが言ってます。全く一緒ですよ。私は知りません、聞いてません。

あの一、ほんとに行政の長が集まっているわけですから、4団体でやっているわけですから、これは、ほんと、市民をばかにしてますよ。

【岡田専任者】

あのですね、組合さんは、当然3市に説明して、解散、やむなしということをして3市の、ね、関連、責任部門から了解をとりつけているという、そういう形でいいんですか、3市の方。

【坂本代表者】

3市の市長の。

【岡田専任者】

はい、そういうことなんですか。こんな会議やる必要ないって、もう継続する意味ないということがなければおかしいですよ。これ、組合の暴走になりますよね。少なくとも、組合は3市の関連部門に対して、その了解を得てやったのであれば、私、3市の各担当部長から、そういうことを指示しましたということ聞きたい。はっきり言って。

【田中代表者】

そのとおりです。

【片山参事】

あの、解散についてはですね、4団体一致してます。それから、もうこれ以上何もしないとか、それからここから逃げるといっわけではございませんので、そちらについてもですね、今日、あの一、説明をさせていただきたいと思います。

それから、1点目のね、あの一、議事録についてはですね、あの一、皆さんご存じだと思いますけれども、決議書という形がつけられたこと自体、それから、それが、え一、何の了解もなく、

私どもの了解もなく、えーと、えー、議員さんに配付された件、この件があったことが、ま、解散理由の1つにはなっているんですけども、えー、それがあってから、事務局では、事務をとめております。

えー、その関係で、今のような、あの、ご指摘を受ける結果になっているというふうに理解していただきたいと思います。

**【森口専任者】**

はい。私、あの、都市計画審議会傍聴しましたけれど、何で解散するんですかといったときに、あの一、ここで決議書が出されて自分たちの言うことを聞いてもらえなかったから解散しますっておっしゃってませんでしたよ。何で、あの一、公の場で言う解散理由と、ここで言う解散理由が違うんですか。おかしいでしょう。

**【片山参事】**

公の場ですね、あの一、まあ、皆さんに責任があるようなこと、発言はできませんので、えー、それも1つの原因でございますけれども、私どもとしては、施設の姿や環境対策について議論をお願いする場として、この協議会を、まあ、発足させていただいた。今度は、もう建設が始まるわけなので、運営にかかわるものにシフトさせていただきたいという話をずっとさせていただいたと思うんですよ。

ですから、今日、ここです、皆様からいただいた意見について反映した事項をご説明をしております、解散理由を説明させていただきたいということでお集まりいただいております。

**【森口専任者】**

えーと、決議って書かれたことに関しては、あの一、ものの言い回しという言葉をごんたか使っていましたが、ものの言い回しでしょうし、あの一、ここで決議書というものが出されて賛同がとれて、決議書が通りましたねっていう話だと思います。

そして、あの一、市議会議員の方に送りますということは、この場で邑上会長、今いらっやらないので、かわりに言いますが、邑上会長は、この場で、事務局の方に、送っていただきますかと言われたら、私どもはできませんとおっしゃったので、邑上会長は、私たちが発送しますって、この場で言ってます。それに対して何もおっしゃらなかったのを、あの一、何、何ですか、あの一、理由に挙げてくるのはおかしくありませんか。

**【町田専任者】**

そのとおり。

**【片山参事】**

決議書は、えー、皆さんの意見をまとめたものであって、決して、その一、意思決定をしたわ

けではないということも会長はおっしゃってます。おっしゃってますよね。その中で、えー、私どもは、えー、同意も合意もしていませんし、皆さん、そういつも言われますけれども、そんな中で、あの一、決議という言葉を使ってまとめられたこと自体に、非常に不信を感じております。

あの一、ほんとうに皆さんがそうだとはいけませんけれども、えー、全体の意見として、こうだったんだよということをまとめられたということは、えー、私どもは、もうこの場ですね、継続して、えー、なかなか同じ場ではですね、説明をしてもですね、もう意思がはっきりしているわけですから、皆さんの。これは難しいなという判断の1つになってます。

**【森口専任者】**

それは正しい判断だとは思いますが。みんなの意思がここで決定したんですから、では、あの、何でこの、を解散するかといえば、この人の意思がそういうふうに決定しているから解散するんだというふうに、どこでも話せばよろしいじゃないですか。

この、この方の意見がそうだとすることを外に発表しないで解散するのはおかしくないですか。決議書ってという言葉にはなってますが、ここにいる方のみんなの意見がそうだったということなんですから、45回やって、それだけのことで、の意見がここでまとまったんですよ。

**【榎本代表者】**

すいません、オーベルの榎本です。あの一、先ほどね、その、決議書が上がったから、それを理由にして、あの、延期したとおっしゃってたけど、もともとはね、あの、緊急動議が出たときに、本来だったら、その緊急動議をまともに取り上げてればこんなことにならなかったんですよ。それを一切無視してそちらが進めるから、決議書にもなったし陳情にもなっていたわけでしょ。逆ですよ、発想が。

だから、こちらからすれば、あの緊急動議をもうちょっとまともにね、取り上げて、あの、この中で議論すべきだったんですよ。それ、一切無視したでしょ。だから、こんなことになっちゃったんですよ。

で、なおかつ、そのことを理由にして、あの、事務、事務……。

**【森口専任者】**

放棄。

**【榎本代表者】**

うん、放棄しているけど、それは、事務は進めればいいだけの話で、とめ、とめる必要はないわけでしょ。一切放棄しちゃってるじゃないですか。それをいいことを理由に、しかも、あの一、ここにはいろんな方がいらっしやると思う。あの一、賛成の方もいるだろうし、条件付きの賛成の方もいらっしやるだろうし、反対の方もいますよ。私は、ここに参加してて、やっぱり、あれ

はどうしてもあそこにできるのはおかしいと思ってますから。

で、これが実際建設に進むに当たって、そういうスケジュールがあるから、この協議会を解散する。で、運営に対する、あの、協議会を立ち上げる。これっておかしくないですか。一方的じゃないですか。

じゃ、そこには反対している人はもう賛成、参加できないわけですか。そもそも、あそこに行きたくて自分がおかしいって言う人は、そこには参加できないの。つまり、ここにも参加できないということですよ。それっておかしいでしょ。

いろんな方がいらっしゃるんですよ、地域の中には。そういういろんな意見をね、取りまとめて、意見を聞いて、どのように進めるか、全体を得てやっていくというのが本来の行政の進め方じゃないですか。それをしないで一方的に解散だ、あの一、信頼、あの一、し、あの一、何だ、その……。

**【森口専任者】**

信頼、信条の……。

**【榎本代表者】**

行為だとかいって放棄していることのほうが、むしろね、こちらからすれば行政不信ですよ。こんなこと進めてたら、今後、その、参加する意味、全然ないじゃない。さっきもおっしゃってたけど。そのためにも、我々は参加しているわけでしょう。いろんな意見を聞かなきゃだめですよ。

**【江尻代表者】**

すみません。あの、1つ勘違いされていると思うんですけど、何か、こちらのせいって言っているじゃないですか。緊急動議出した、決議書を出した。そうなったの、何が原因だと思います？四十何回説明してきて、こちらが納得させられるような説明をされてこなかったあなた方じゃないですか。

なんか、先ほどからこちらのせい、こちらのせいって言っていますが、こっちだって納得したいと思って、この会議をやっていたんじゃないんですか。でも、ずっとやっても、5年やっても納得させられなかった。その結果が緊急動議とか決議書につながった。そうなんですけど。

**【坂本代表者】**

おっしゃるとおりです。

**【江尻代表者】**

この前も言いましたけど、なんか、5年やった、45回やったというので、もう十分説明したって言っていますが、5年やって納得させられないって、すごいですよ。そんなのね、仕事じ



やないですよ。この前も言いましたけども。

**【坂本代表者】**

してないから。

**【江尻代表者】**

5年かけて商談まとめましたなんて、そんなこと聞いたことないです。

**【片山参事】**

あの一、皆さんには、あの、参加されるときにも申し上げましたけれども、この協議会は、え一、立地、この場所にする、しないの問題、それから必要ある、ないの問題、え一、それについては行政側で決めさせていただいて、その上で、え一、皆様方の不安を少しでも緩和できるようにということで、環境対策であるとか、え、施設の姿であるとか、それについて議論をいただきたいということで発足させていただきました。

で、その上での議論の中で、え一、必要がない、それからほかの場所にしてほしいというような決議についてはですね、考え方については、この場では、え一、取り上げるのは難しいということはずっと申し上げてきました。

え一、それであればですね、そういう会をおつくりになって、そこに私どもを呼んでいただくとか、そういう方法はあったわけですから、え一、その辺については、あの一、土俵が違うということで、ご理解願いたいと思います。

**【森口専任者】**

はい。森口です。以前も、そういうふうに言って、あなたたちは要綱が、要綱が気に入らないんだったら勝手に会を立ち上げなさいと。私たちは説明に行きますから、そういうことをおっしゃいました。

で、今回も、また、あなたたちはそういう立地とか施設の必要性について話したいのであれば、あの一、別の場所を設ければ私たちは説明に行きますと。私たちは、最初からそういうことについて協議をさせてくれと言っています。そして、そういう説明を求めていますということに対して、今、片山さんは、はっきりと、ここは建設だけについてやるから、そういうことについてやらないっておっしゃいますが、どうですか。いろんな場所で、あの一、住民に説明している、建設の場で、あの一、姿と形について説明している、そういうふうに言ってくれればいいですけど、いかにも私たちが聞いていることに対して説明しているような言い方を45回もしているような、あの一、ことを、そこら辺で言っていますよね、議会で。45回も説明してきました。姿と形だけで、ほかのことには聞かないで、なるべく流していますと、そういう姿勢だったということが、今、十分わかったんですけど、そして一番問題なのは、山崎さんの小平施設のプラ量というの

は、施設の規模にかかわる問題で、これは岡田さんの施設建設に関する懸案書から長くなったんで飛び出しましたが、施設建設についての問題です。そういうものを、ね、置き去りにしようとしているわけですよ。私たちは、施設の姿や形についてやる会を設けてここでやっています。じゃ、何で山崎さんの施設規模についての話が外れるんですか。これは施設建設のためのことで、施設決めるにあたり、一番最初にやらなきゃいけなかった問題をここまで引き延ばして、それで、その問題そのままにして話し合いしましょうと言っている段階で答えも出さないで、ここは姿と形とか、あの、これからの建設について決めるところだったんでやめます。じゃ、建設についてやる、やっていることがあるじゃないですか。それもやめるんですか。

**【片山参事】**

繰り返しになりますけれども、施設建設を前提にですね、その姿、姿ですよ、姿とその環境対策、こちらについて議論をお願いしたいということで立ち上げております。

で、皆様方には大変申しわけないんですが、私どもの立場は、私どもといたしますか、組合の立場はですね、えー、35万の人口のごみ処理施設をですね、しっかり維持していかなきゃいけないと。そういうことで、私どもの3施設、不燃粗大ごみを処理する施設、焼却する施設、それから小平市も、今、リサイクルセンターをつくっておりますけれども、そういう4つの施設が絡み合う、こういう事業について、皆様が不信をお持ちだと思いますけれども、行政側で決めさせていただきました。

その上で、えー、皆様のご意見を聞きたいという会でございますので、そういう趣旨の内容についてはですね、今後も、あの、個別にも対応させていただきますし、出前説明ということで呼んでいただければ説明にあがりたいと、このように考えてございます。

**【坂本代表者】**

あのー、今、片山さん言ったのは、何回も、ここでも話が出たけれども、そもそもの趣旨の捉え方が全くずれているんですよ。

で、今回、初めて出ましたけれども、解散という言葉が。この協議会では、合意も同意も、それから理解も一切できなかった。なので解散しますということであれば納得しますよ。そのように伝えてくださいよ。皆さん、そう思いませんか。それで解散ですよ。

**【町田専任者】**

はい。

栄1丁目の町田です。あのー、解散理由は、まあ、ともかくとして、今、あのー、35万市民、必要だからつくるんだと言ってますけれども、35万市民が払う税金でつくるんだから、そのー、使い道はもっと慎重にやってほしいんですよ。今のつくり方では、すごいコスト高になるわけ。

それは見え見えなんですよ。だから、1度見直してほしいということを前々から言っているわけです。で、そういう行動は一切無視して、それで進めているわけですね。で、今度の新焼却炉のほうも全く同じパターンで、今、いこうとしています。

これに対して、我々は不信感を持っているわけですよ。ぜひ、それは見直しを、これから、今からでも遅くないので、やってほしいですよ。

**【片山参事】**

また同じ説明になりますけれども、この、あの一、事業自体はですね、4団体、3市、それから私どもですね、合意をしてスタートしております。大変大きな事業でございますので、えー、その事業を進めるに当たっては、この協議会も含めてですね、関係の皆様説明をしながら進めております。

で、えー、見直しをしろという気持ちはよくわかりますし、えー、そういう提案もありましたし、その提案の理由についても、私ども、非常に理解をしております。えー、しかしながら、ごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設については、えー、非常に老朽化しているとともにですね、環境対策が、今の新しい施設に比べるとかなり劣っております。

こういう面からもですね、えー、周辺地域住民の方々にも、ま、影響がなるべく少なくなるように、それから老朽化していつ壊れるかわからない、えー、ま、壊れれやすく実際なっておりますけれども、そういう施設をいち早く更新したいということで、私どもは3市に提案してこの事業を進めておりますので、そこの部分を変えられないということで理解していただきたいと思っております。

**【伊藤課長】**

はい。えー……。

**【森口専任者】**

何を理解するというのかよくわかりませんが。

**【片山参事】**

見直しはできないということです。

**【森口専任者】**

見直しはできないということを理解しろということですか。

**【伊藤課長】**

じゃ、すいません、えーと、ま、先ほどからですね、あの一、私が、あの一、解散理由について申し上げますというところからいろいろと話が進展しました。

もう一度、改めてですね、ちょっと我々のほうから、さっきの大きく3点という話をさせてい

ただきましたが、こちらのほうのお話をさせていただきたいと思います。ちょっと聞いてください。

えーと、まず1点目がですね、ま、先ほどからも出ていますが、えーと、東大和市議会議員への協議会の決議文書ですね、こちらの送付があったと。で、2点目につきましては、えー、協議会の継続性について。3点目につきましては、ま、これまで協議による反映、今日、資料をお配りしていますが、その辺の大きく3点ということを理由に考えています。理由です。

えーと、まあ、1点目のですね、えー、東大和市議会議員への協議会決議文書の送付につきまして、こちらはですね、えーと、先ほどから出ていますが、えーと、平成29年、今年ですね、9月9日付けで、えー、地域連絡協議会会長名をもって東大和市議会議員、各議員さんへですね、3市共同資源物処理施設整備地域連絡協議会で決議された、えー、議決書の、議決書送付の件というものがですね、送付をされました。

で、ま、この日はですね、えーと、ま、地域連絡協議会、こちらの協議会のほうが開催されておりまして、で、えー、会議の中で、会長の発言といたしまして、ま、協議会では、えー、議決することはできない。委員から提出された議案はあくまでも、えー、協議会委員の意思確認であり、えー、決議とは異なるものというようなみずから発言をしておりました。

で、このことからですね、発言内容と実施していることに、ま、矛盾があると。で、信頼関係を損なう行為であるということで、我々のほうは捉えています。ま、こちら、先ほどからの話です。

で、2点目につきまして、えー、協議の継続についてということでございます。で、こちらの地域連絡協議会のほうは、ま、前回までですね、45回を、開催を数えているというような状況でございます。しかしですね、えー、ま、依然として、建設の中止や見直しを求める、ま、意見、こちらのほうによりまして、えー、施設建設に関する協議のほうがですね、ま、十分に、こう、行われ、続けていられないという現状がございました。ま、またですね、先ほども言いましたが、その一、決議書が送付されたことによりまして、えーと、地域委員の大半が建設に反対というような意思を表明した形となったためですね、ま、これ以上施設建設に関する、こちらの協議、ま、協議会の目的なんですが、こちらのほうが、ま、困難であるというような考えを持っております。

3点目につきまして、えー、これまでの、ま、協議による反映ということでございます。えー、行政側といたしましては、えー、これまで開催した地域連絡協議会において、えー、施設建設に反対する方へ理解を進めるため、可能な限り、えー、説明を尽くしております。またですね、地域委員、皆様から上げられた意見につきましては、真摯に受けとめまして、可能な限り対応に努めてきております。

その結果ですね、えーと、まあ、今日、本日お配りしていますが、地域連絡協議会、こちらのほうからの要望、上がったものに対してのですね、反映事項ということで、えーと、表にまとめさせていただいております。

なおですね、施設建設に関しましての、ま、協議なんですけど、えー、ま、この後、えーと、樹種の協議と、ま、建物、建物の外観ですね、このデザインを除きまして、えーと、ま、全て完了しております。で、施設建設に着手する上での問題はないような状況になっております。

ま、こちらですね、ま、3点、大きく3点なんですけど、この理由をもちまして、えー、地域連絡協議会のほうを、えーと、解散というような形にさせていただきたいと思っております。

なおですね、先ほどからも出ていますが、えっと、まあ、解散はしますが、えーと、ま、これからですね、建設に向けまして、えー、適宜説明会のほう、開催をさせていただきたいと思っております。ま、そのな……。

えー、またですね、施設の運営に関する会、今後ですね、運営を、ま、視野に入れてということで、またそちらのほうの会をですね、の設置を提案をさせていただきたいと思っております。できればですね、こちらにつきましては、えーと、来年度ですかね、平成30年度に、えーと、まあ、その辺の、今度は目的を変えたような、えーと、運営に関する会というところを立ち上げさせていただきたいと思っております。

ま、今後ですね、ま、我々としましては、えー、施設運営に関する、まあ、情報提供等を、に努めてまいりたいと思っております。先ほどからも出ていますが、そういう説明会、また、あの一、皆様からの求めた、求めに応じたですね、えーと、説明会などには出席というところを、ま、考えているというところがございます。

ま、我々の考えとしては以上です。ちょっとまたダブルところがありますが、このような形です。

**【森口専任者】**

はい。では、3点についての質問にいきます。

えーと、市議への決議文書の件なんですけど、決議する場ではないということを経営者が言いながら、えーと、やったということになってますが、会長の言い方は、決議するわけではないというような言い方だと思って、あの、今の言い方は、ちょっと正しくなかったんじゃないかなという気はするんで、後でそれは確認いたしますが、えっと、問題はそこではなく、決議する場ではないということは、どこにどのように書かれて、それに私たちは拘束されていたんでしょうか。

**【山崎専任者】**

要綱のね。

**【森口専任者】**

要綱にないけど。はい。

**【松本部長】**

ごめんなさい、すいません、今、あの、組合が説明したこの1番の話というのは、ま、あんまり深くはね、もうこれはこだわりたくはないんですけど、要するに、あの一、私どもが認識しているところというのは、何を言いたいかという、あのときって9月9日でしたか、会議をやったわけですよ。で、会長自身、みずから、えー、この場は、この、この協議会は決議できる場じゃないですよってみずからおっしゃって、それで、えー、ま、一種のアンケートみたいなものだということのみずから、その9月9日の会議で、会長みずからがおっしゃったのに、なぜ同日付けで会長名をもってして議員、議員さんやね、えー、そういうところに送付されたのというところが、ま、言っていることとやっていることが何かおかしくないですかということなんです。

だから、別に議員さんにどういうものを送付しようが、別にそれを否定しているわけでは決してなくて、言いたいのは、その9月9日の日に、みずから言った方が、みずからの、要するに名前で、何でそういうものを送付しちゃったのかというところが、そこが疑義が生じたということです。

**【森口専任者】**

はい。松本さんの話はよくわかりました。

えーと、私たちは、決議をする場ではないということ、えっと、ここの会場の雰囲気、薄々わかっている、そして、えっと、決議をとるか、賛成で手を挙げようとする、行政側がすぐとめに入る。こういうような中で、私たちはここで、皆さんがどういうふう考えているかを推しはかる必要がありました。

でなければ、議会などで反対の人は少ししかいない、賛成の方の意見のほうもあるんだという言い方をされ、されることが多々ありましたので、私たちは、ここでどれだけの人がどう考えるかということを知りたくても、その、挙手することさえ行政側がとめに入る中で、いつも会議を続け、協議会を続けてきたわけです。

なので、あの一、多分、そういうことをさせちゃいけないというふうには行政が、あの一、3市なり組合なりから依頼を受けているか、そういうことがあるんだろうということを会長なりに付度して、この場を丸くおさめているだけで、外に出す文書はわかりやすい的確な言葉を選んだだけだと、私は理解していますが。

**【松本部長】**

ごめんなさい。あの一、東大和の立場として言わせてもらおうと、別にあのとき、私は、当時、

一旦区切っていただければ、その議論はどうぞ続けてくださいということでお話はしていると思うんですね。絶対にやめてくれなんていう話は毛頭していない。

ただ、協議会を一旦切ってからやっていただければよろしいんじゃないんですかというお話をしたわけですから、ですから、そここのところで、くどいようですけど、要するに、会長みずから今日この場で言った言葉を矛盾するようなことを、何で会長名の名をもってね、えー、同じ日にちで、それは会議の前に郵送かけたのか、翌日郵送かけたのかわかりませんが、やっぱりそこは同じ方が、要するに、いやいや、でも、こういうふうに……。

**【坂本代表者】**

もっと簡潔に言ってくれない？

**【松本部長】**

簡潔とかじゃなくて、要するに、この話であまりもめてもいいことがないでしょと思うんです。ですから、それは別に会長を責めるつもりは我々はないんです。

ただ、やっていることと言っていることが、そこが矛盾するということを言いたい。

**【森口専任者】**

わかりました。その矛盾したということはわかりましたので、私の最初の質問に教えてください。私たちは、なぜ、ここで挙手をしたり決議をしたりしちゃいけないということを、えー、拘束されながら協議をしていたのか教えてください。

**【坂本代表者】**

ここに、その要綱が書いてある……。

**【松本部長】**

だから、それにつきましては、この要綱が建設に向けたという形になっているので、まあ、そうでないものについては、申しわけないんですが、えー、この場ではお話、議論する議題とならないのでという、そういう意味でございます。

**【坂本代表者】**

それは松本さんの個人的な意見でしょうけれども、あなたはね、あの、議会でもね、一部の、あの、一部の方は、あの一、反対しているとか、全然ま逆のことを、虚偽の報告ですよ、そういうの。虚偽の報告で、国なんかでそんなことをやったら懲戒処分ですよ。そんなことをよくできるね。自分のやっていることがわかっているの。

**【松本部長】**

大変恐縮ですが、えー、坂本さんは、この前の都市計画審議会にはいらしてらっしゃらなかったの。

【坂本代表者】

うん。

【松本部長】

出席ささ、出席された方に聞いていただければと思うんですが。

【森口専任者】

はい。

【松本部長】

私は、反対の方もいらっしゃいますという形の中で、えー、委員さんの質問に対してお答えをさせていただいていますので、そこについては、えー、反対の方もいらっしゃれば、えー、やむを得ない、もしくは賛成を、えー、していただける方もいるという中で、いろいろいらっしゃるんだという前提でお答えをさせていただいています。

【森口専任者】

松本さんの名誉のために、今回はそう言っていらっしゃいました、はい。

【坂本代表者】

今回は。

私は最初に言ったように、市議会で、自分の耳で聞いていますからね、あなたの言っていることは、何でこんなこと言うんだろうと思って。傍聴していたら発言できないから言わないだけで、そんなことを堂々と言うこと自体が、まあ、前の乙幡さんも同じような形でぺらぺらしゃべってたけれども、よく言えるなと思って。懲戒処分ですよ、そんなの。

【松本部長】

坂本さんがそう思うのであれば、えー、私を罷免するように手続きを踏んでいただければと思います。

【坂本代表者】

だから、そういう話じゃないでしょ。

【松本部長】

いや、あなたがそういうお話をするから、私は、そんなにいいかげんにこの仕事をしているわけではないというのは、もう、何年も前から申し上げているつもりです。

【坂本代表者】

仕事はしてないじゃん。

【岡田専任者】

もうその話をしたら、個人攻撃はやめよう。



【森口専任者】

えっと、じゃ、2番の意見の、協議会の継続性ですか、協議の継続性ですか、どちらですか。

【伊藤課長】

きよ、協議。

【森口専任者】

協議の継続性。今、3点、解散理由を挙げられた中の2点目は、協議の継続性が難しいでしょうか。

【伊藤課長】

はい。

【森口専任者】

はい。それは、あの一、この場において中止、地域委員の全体が反対であることから難しいという判断をしたということですね。

【伊藤課長】

そうです。だから、あの、まあ、要綱の話の前、前からずっと出ていますが、建設に向けたところで、この協議会が立っている、立ち上がっているというようところで考えていますので、反対であるのであれば、ま、協議、ま、協議、協議会もそうですね、ま、難しいというところで考えています。

【森口専任者】

あ、でも、その中で、私たちは、ちゃんとあなた方におつき合いて、時間の半分以上を割いて、建設のことについて意見をしたので、こうやって、今、あなた方、こうやって意見書をまとめてきているわけですね。

【伊藤課長】

そう、そうです、そのとおりです。

【森口専任者】

それなのに、あの一、私たちが全部反対だったから何もできないから、打ち切るような言い方をされるわけですか。

【伊藤課長】

ま、こん、今回ですね、その、まあ、決議文書もそうなんですが、あの、その前の議案と、まあ、もろもろですね、そういうところがありましたので、やはりここでも明確に皆様が反対だというような形になったというところがあるので、このように考えました。

**【森口専任者】**

わかりました。では、どこで発言するときにも、あの、この、れ、連絡協議会の解散に当たっては、参加しているところの全体が、四十何回やった末に反対だという意見が、あの、まとまったということ、どこにも、あの一、今、この連絡協議会からの要望と反映というところだけしか出してませんけれど、こんないとこどりじゃなくて、そういうこともちゃんときっちり書いていただきたいのと、あの、要望の反映できなかったこととして、きっちり、あの一、施設のことじゃないことでいろんな面に関して要望に反映できませんでしたっていうことで、皆さんが反対をしましたということも、どこかにまとめていただきたいと思います。

それと、この事項についてなんですけど、えっと、前も1度お願いしたと思うんですが、私どものマンションでは、こういう意見を述べるときに、桜が丘のそこの想定地に建つことを主体としてではなく、狭い用地に建設するに当たっての意見として述べさせてもらっていますということ、前の、あの一、意見書で出したときの、にも、一番目、筆頭に書いて、それを直してくださいねと言ったんですけど、こういうところも反映されてないので、ちょっと気になります。

**【坂本代表者】**

えっと、坂本です。あの一、総括すれば、あの一、先ほど江尻さんがおっしゃったとおりだと思います。江尻さんは、ここに出席される前から、そもそも論というのを何回もやって、もう、とうとう最後まで1回も回答ないですよ。そもそも論については。

で、山崎さんからも、このデータについて、おかしいんじゃないか、実際に、あの一、組成分析とかいろいろやったかもしれないですけども、それによってどれだけごみ量が減らせるかという根本的なことは全く実施もされてないし、要するに、この4年間のスパンがあったら、当然、ごみの有料化が出て、一般的なごみの削減効果2割というのは出ているはずなんです。それも一切やってない。何をやってるんですか。

それをつくる、つくってほんとうにごみ量が減るんですか。焼却炉ができるんですか。何を言ってるんですか。これから少子高齢化によってどんどん、どんどん、要するにごみ量も減ってくる、その人口によって減るわけなんです。だから、そこら辺をやはり、あの、町田さんとか田中さんであれば、財政を勉強されてますから、よくわかってらっしゃるわけですよ。あなたたちはやってないでしょうけれども、財政も契約もやったことがないというようなことを話してたんです。実際、契約も、去年の12月21日に仮契約をやって、1月23日に本契約をやっているじゃないですか。これなんか、不正があるんじゃないかなと私は見てるんですけどね。実際、検事、あの、検事でも入れば大変なことになるんじゃないですか、これ。会計検査院がないから、まあ、いいようなもんで。

**【森口専任者】**

それと、今、ざっと、えっと、森口ですが、ざっと、この要望と反映事項というのを読ませていただいたんですが、あの一、これ、自分たちができたことだけしか書かれてなくて、かなえられなかったこととか書かれてませんね。例えば、山崎さんの、施設規模が違うんじゃないか、調べてほしいと。え一、やったけど、これで合ってるよ、そのままという回答とか、あの一、遮蔽、えっと、排気口の向きを、から、排気口の向きをどちらに向けるのかということに関してやったときにも、上に、煙突、みんなに公平になるように上に向けてほしいって言ったことに関しては、上には、あの一、向けられないと。壁にぶつけてこっちから出すと。じゃあ、臭気の流れをやってほしいとお願いしたら、できない、できてみなければできない、できてからパウダーか発煙筒でやるとか、そういうことの、あの一、すごい陳腐なことをしたことを、全部ここに書かれてないんですよ。

あの一、自分のほんとうにいいところだけしか書いてなくて、こういうものだけ体裁よく世間に出すのはおかしいと思うんで、こういうものをつくるのであれば、あの一、例えば岡田さんがつくった懸案事項書で、えっと、回答をもらった回答と、岡田さんが書いたもの、懸案事項のあなた方の回答、そして私たちがそれに対して評価するものという、前回の、あの一、山崎さんの、えっと、プラスチック量のことに関して、そういうふうに言いましたが、あの一、質問と最終回答と委員の認識というような形できっちり出すべきだと思います。

そして、もし委員の認識を書きたくないのもであっても、あの一、対応したものだけのいいところだけ書いて、対応できなかったものはまるっきり書かれていないというのはおかしいと思うので、これはやり直してください。できますか。

**【片山参事】**

この内容についてはですね、要望と反映事項っていうタイトルですよ。

**【森口専任者】**

反映されなかったのも反映……。

**【片山参事】**

反映した事項を入れているんです。

**【森口専任者】**

反映されなかったものも書かなきゃおかしいですよ。

**【坂本代表者】**

要望の欄はあって、反映のところを書き込む欄です。

【山崎専任者】

できたもの、できないものをね、ちゃんと書かないと。

【坂本代表者】

うん、そうですね。

【山崎専任者】

できたものだけ書いてある。

【三嶋代表者代理】

ということは、えー、すいません、えー、センタースクエアの三嶋です。今回初参加なんですけど、もう解散ということで、ちょっと残念だなと思ったりもするんですけど、えー、ということはですね、要望事項のところ、こちらというか、市民委員側ですね、地域委員側から上げた要望があって、えー、対応のところは対応していただいたものが入るという形になるのかなと思いますので、要望事項のところは、こちらが上げたものを全て挙げていただいて、対応できなかったものについては空欄になるというのが筋なのかなと思いますが、いかがでしょうか。要望と反映事項という、えー、項目、名前であってということなんですけど。

【片山参事】

今回の資料がですね、反映した事項だけを書いていますので、反映できなかったことについては、まあ、書いてないという資料のつくり方をしていますので、もし、あの一、そういう反映できないことが必要であれば拾い出しはしてみたいと思います。

【三嶋代表者代理】

わかりました。ありがとうございます。そう、そういった資料って、どういうタイミングで出していただけなのかって、答えていただけるんですかね。もし、これで解散になってしまった場合、次の協議会で出しますというわけにもいかないでしょうし、その、まあ、納期的な話とかになりますけど、ホームページにアップしていただけるのか、その一、ま、この連絡協議会自体のホームページがいつまで残るのかというところもあると思うんですけど。

【片山参事】

それは、あの一、公平性確保という面から、送付という形にとらせていただきたいと思います。

【坂本代表者】

送付。

【山崎専任者】

送付？

【森口専任者】

各自に。

【山崎専任者】

ホームページに上げる……。

【三嶋代表者代理】

えっと、委員に送付するという。

【坂本代表者】

議事録みたいに。

【三嶋代表者代理】

議事録と一緒に送付する。

【片山参事】

送付させていただきたいと思います。

【森口専任者】

ホームページじゃないの。

【三嶋代表者代理】

ホームページには載せない。

【片山参事】

あ、もちろんホームページにも、えー、送付資料についてはアップしますけれども。

【森口専任者】

それと、今、あの一、小島、あ、三嶋さんのほうからも話が出ましたけれど、あの一、今、ウェブにアップしてあるものについての消却、消去する、消去、あれはそのままずっと残していただけますか。あとから資料を見るときに不自由なので、あの一、協議会が終わったならば、がさっと、あの一、ホームページからなくなったということを、私たちは望みません。

【坂本代表者】

まあ、それ、加計問題と一緒にじゃん。

それは、あの、1年ぐらいは。

【伊藤課長】

まあ、あの一、あの一、ホームページへのアップの資料なんですが、特に、まあ、すぐにですね、まあ、削除するというような考えはもってません。ただ、まあ、未来永劫ずっとというわけでもないと思うんですが、まあ、あの一、しばらくは残るような形はとれると思います。

【森口専任者】

そのしばらくというのは、えっと、文書、保存期間とかの3年とか5年とかですか。3カ月とか4カ月ですか。随分違いますので。

【伊藤課長】

そもそも、たん、短期では、あの一、削ることは考えてませんので、ちょっとまだ、あの一、この期間でというところは、正直、まだそこまでの検討はしていませんので、今、ちょっとお答えのほうはできません。

【坂本代表者】

今、伊藤さんがおっしゃったのは、あの、いわゆる文書規定とかで、あの、何年保存というのと同じ扱いですよ。

【山崎専任者】

組合に文書管理規定ってありますよね。あれに準ずるということでいいですか。

【坂本代表者】

そう、そうですね。

【山崎専任者】

議事録という、ほとんど、あの一、削除できないんじゃないかなと思いますけども。

【坂本代表者】

基本はそうですよ。

【山崎専任者】

そうすると、ずっと残るとい。まあ、ホームページに載せるかどうかは別としてね。

【松本部長】

ただね、あの一、まあ、相当の年数が、あの一、まあ、特に森口さんご存じだと思っただけ、相当昔のやつもまだ残ってるんですよ、ホームページ上。

【森口専任者】

懇談会ですよ。

【松本部長】

そうそう、そうそう。

【森口専任者】

はい、市民懇談会とかも。

【松本部長】

で、だから、その辺のバランスもあるので、ま、当面、ちょっとそこはね、簡単に削除はでき

ないと思うんですね。やっぱり、あの一。

【坂本代表者】

そこはわかっているからいいの、もう。いいの。

【松本部長】

その時期で、で、今、森口さんと話ししています、すいません。

でね、森口さんに、ちょっとひとつ骨折っていただきたいというか、ちょっとお知恵も拝借したいんですけど、今、その、ごめんなさい、お隣の……。

【三嶋代表者代理】

三嶋です。

【松本部長】

三嶋さん、すいません、からもお話があったような、その一、協議会からの要望と反映事項ということで、あくまでも、今回、その、反映したものしか載ってないというのは、おっしゃるとおりなんですよね。なので、えー、こういう要望もあったよね、でも、それは、えー、かなってないので、ま、例えば空欄なら空欄、ま、その辺の表記の方法も含めて、その、中身の精査を一応、あの一、きちんとホームページに上げる前に、そこはちょっときちんと組合とですね、ちょっとできれば森口さんが骨折っていただくと、私はありがたいとは思ってるんだけど、あの一、じゃないと、また変にそごがあっても嫌だというのがるので、だから、あくまでもこういう要望があった、でも、これはこういうふうに、こういう形で実現したら、でも、これについては、あの一、何も手つかずで、えー、実現には至っていないんだみたいな、ま、そんなような、見てわかる表にしたいなと思うんですね。

【森口専任者】

点検はしますけれど、あの一、私、今、岡田さんと一緒に、あの一、板書の清書もしていますし、あの一、介護老人1人抱えてますので、なかなかできませんが、あの一、作成するのは全部組合側で洗い出していただいて、落ちているのがないかどうかは……。

【松本部長】

わかりました。

【森口専任者】

み、見ますよ。

【松本部長】

うん、わかりました。じゃ、あくまでも組合がつくって、で、一度投げさせていただいて、で、調整を、ま、きちんとして、で、それから、えー、上げるという、そんな形で進めたいと思いま

す。

【山崎専任者】

組織市は入らないんですか。

【森口専任者】

それで、い、いいんですか。あの一。

【松本部長】

で、組織市も、それについては、ま、ある程度もんでいただいた段階、ま、もしくは最初からだって全然構わないんですけど、それは当然組織市も知らないという話、わけにはいかないので、それについては入ります。

【山崎専任者】

案として出してもらうときに、組合だけじゃなくて、組織市も絡んで、それで出していただけると、また、こちらから出すと、で、今度、聞いていない組織市に言ったら、これはおかしいんじゃないって話になりそうなんです。

【森口専任者】

それで、紙ベースじゃなくて、ワードで、えっと、流していただければ、あの一、ほかの方も、あの、添削すると思いますので、お願いします。

【松本部長】

じゃ、わかりました。じゃ、そこは、ちょっと、じゃ、あの一、調整して、あの一、投げさせていただく形、とりますよ。

【森口専任者】

それまでは、えっと、これだけが反映した要望書ですなんていう形でほかのところに出さないでしょうね。

【松本部長】

で、今、そのお話があったので、だから、これについてだけは調整整うまではホームページ上げませんということでご理解いただければ、あの一、整い次第、あの一、これについてはホームページに上げるという形をとりたいと思います。

【坂本代表者】

伊藤さん。

【伊藤課長】

はい。



【坂本代表者】

あの一、本論に戻りますけれども、この解散についてですが、あの一、先ほども申し上げましたように、その、要するに、この一、あの、協議会で、地域委員と合意も同意も、それから理解も得られなかったということを一筆入れてません、それによって解散するというので、先ほどの含めた形ですよ、文書に残してもらえませんか。それが、まとめじゃないですか。

【片山参事】

あの一、当初から申し上げてますけれども、合意や同意を得る場ではないわけですよ。でも、理解をなかなか得られなかったということは書きたいとは思いますが。

【榎本代表者】

同じことじゃない。

【坂本代表者】

同じことじゃん。

【榎本代表者】

内容的には。

【坂本代表者】

内容的には同じじゃん。だから、解散するんでしょう。

【三嶋代表者代理】

すいません、よろしいですか。

【片山参事】

はい、どうぞ。

【三嶋代表者代理】

え一、先ほども、え一、挙げていただいた意見とちょっと重複する部分はあると思うんですけども、継続、え一、が難しいと。え一、中止、見直しの意見がずっと、え一、出続けていて、え一、協議会の決議文書が提出されたことで、え一、地域委員が、え一、まあ、反対だということで、え一、継続が難しいということだというのが2番目ですかね。で、挙げた、え一、解散の理由だと思うんですけど、そちらについてなんですが、え一、引き続きのほうで、え一、施設運営についての協議会を設置するというふうな説明を先ほどされたと思うんですけども、そこに参加する、え一、施設運営の協議会のメンバーというのは、どのようにお考えなのかと思うんですよ。

ここにいるメンバーが、例えば地域の住民で出てくださいますの形になった場合に、結局、その協議会って、スタートから理解できてないメンバーがそろっちゃうんで、そうすると、1回目から、

もうできない会になっちゃうと思うんですよね。

【坂本代表者】

そうです。

【三嶋代表者代理】

そちらのあたりって、どのようにお考えなのかって、意見等あればお伺いできますか。

【片山参事】

あの一、これはですね、あの、この会も同じですけども、4団体でしっかり協議してその形、あり方をまず考えまして、えー、範囲についてもですね、えー、お願いする範囲についても、あの一、4団体で協議して決めていきたいというふうに考えています。

で、もし、その中にですね、皆さん反対ということで、これ、成り立ちませんので、えー、今度は運営にかかわる問題ですね。例えば建設反対とか、そういう話をされても、その中身の議論はできませんので、えー、ま、そういう議論だけしかできないという方は、ちょっと参加するのは難しいかなというふうには思いますけど。

いずれにしても、これから協議いたします。

【坂本代表者】

言ってる意味がわかんない。

【森口専任者】

はい。話をもとに戻します。えっと、これ、今日、スケジュール表配っていただいたんですが、スケジュール表について、えっと、報告していただけますか。

【伊藤課長】

はい。えーと、ではですね、今お話ありました、もともとですね、本日、ま、2番の連絡報告事項ということで、そのスケジュールに関して等ですね、お話をさせていただきたいと思っていましたので、じゃ、そちらのほうに入らせていただいてよろしいでしょうか。

【榎本代表者】

まだ進めてるんじゃない。さっきの話……。

【森口専任者】

えっと、じゃ、さっきの話が済んでないというあれがありましたので、私のそれは後に下げます。えっと、どうぞ。

【榎本代表者】

オーベルグランディオの榎本です。あの一、先ほどの、あの一、伊藤さんの話だと、やはりこの中では理解も了解も得られてない判断ですよ。そういう、皆さん反対しているから、あるい

は納得されてないから、これ以上継続できないという判断ですよ。

だとすれば、解散するんじゃないくて、地域住民、そういうふうな意向を持ってるんだから、それを行政側に投げ返して、つまり、地域住民というのは賛成していないわけですよ。で、そこからまた考え直すべきじゃないですか。地域住民が反対しようと思おうと、スケジュールどおり進めていく。次は、あの一、運営に関する協議会だというふうなのはおかしくないですか。まず、ここが反対だというふうに思われるのであれば、それを、あの一、行政なりに投げ返して、あの一、考え直す、それこそ町田さんの緊急動議みたいに見直しということを考えるべきなんじゃないですか。それをやらないんだったら、地域住民無視ですよ、一切。こんなこと許されるんですか。

**【松本部長】**

ただ、申しわけないんですが、あの一、先ほど来のお話に出ている反対という形で残すという反対は、ここに出ているそれぞれの、えー、ま、自治会、マンション管理組合の代表として出ている方が、ま、反対ということではなると思うんですよ。

**【坂本代表者】**

ん？ 反対と……。

言っている意味がよくわかんないんだけど。

**【松本部長】**

要するに、何が言いたいかという、じゃ、例えばオーベルグランディオさんの場合、榎本さんは反対だというのは認識しています、私はね。でも、オーベルグランディオに住んでいる皆さんが全員反対なんじゃないので、そこは、地域住民の中でも、やむを得ないという方もいれば反対の方もいるんですよ。だから、この建設の、に向けた協議会については、このメンバーである限りは、これ以上、要するに当初スケジュールはもう出しておりますので、着工時期というのを目一杯まで遅らせて、まあ、会議を進めてきたわけですよ。ですから、このメンバーの中では反対だという、そういう意味で、私は先ほど来捉えているんですが。

**【三嶋代表者代理】**

すいません、センタースクエアの三嶋です。私ですね、えー、今回、先ほど言いました初参加で、えーと、管理組合の理事もですね、9月から、10月からになったんですけども、えーと、センタースクエアの話になってしまいますが、えー、理事会の大会のほうで、こちらの活動については反対ということを決めた上で、協議した上で、私の意見、私の意見で反対というのではなく、理事会の代表として、ま、代行者ですけども、えー、反対というスタンスになりますので、えー、先ほどの反対の方は参加できないという形になってしまうと、センタースクエアの管理組

合からは出せないというような形になっていってしまったりとかということになると思うんですよ。

で、ここにいる皆さんも、各自治体だったり管理組合だったりの代表の方が来ているんだと思うんですよ。それも、当然、その理事会なり、えー、管理組合なりできちんと話し合っけてきているんですよ。で、たとえ、またちょっと先の話にもなっちゃいますけども、えー、今回、解散しました、で、次の、えー、運営の会を設置します、それに参加するかどうかというのを決めるのも、理事会なり、えー、管理組合なりで、いや、管理組合なり自治体な、その理事会なりで話し合っけて、じゃ、参加しますという話に、えー、進めていく必要があるんですね。

ですので、それを踏まえた上で、ここにいるメンバーが反対だということは、えー、行政側の皆さんにもきちんと理解していただきたいと思うんですね。

#### 【松本部長】

ですから、先ほど申し上げたように、今、皆様は代表なわけですよ。だから、それは、別に否定するつもりはないので、ただ、今後、維持管理のためのという、今後の、あの一、形を変える協議会をつくる中で、そここのところを、いま一度、個々の管理組合で諮っていただくのかという形は出てくると思うんですよ。でなければ、その一、今後、どういう形で、じゃあ、範囲を決めたり対象の方を募ったりするかなというところも、まだ今詰めきれていないわけですよ。

ですから、じゃ、うちのマンションは今建設は反対だという今の段階では、確かに建設は反対だということに代表で出てらっしゃるんだとは思いますが、ただ、そうはおっしゃっても、ま、我々行政側として見れば、やはり、近くに施設ができるわけですから、やはり極力、その維持管理のほうの会議にもですね、出てはいただきたいという思いはあるので、やはりそれは、あの一、諮った中で、だめですよってなってしまうと、また方法は考えなければいけないんですけど、そこはまた何とも言えないかなと思うんですよ。

#### 【森口専任者】

はい。えっと、今、あの一、建っちゃうんですからということで話進んでいるのと、この協議会は、解散するという前提で進みますけれど、あの一、先ほどから言っていますが、まだ施設規模や何かの山崎さんのもの、そのまま積み残して、ここにやり残したこと、たくさんあるんですよ。今までやったことをこうやって表にまとめてくださいっていうあれで、あの一、積み残したこともこれから出るとは思いますけど、まだ山崎さんのものなんて会議中ですよ。それを、勝手にあなたたちが席蹴って、あの一、事務拒否をして、えー、続けないで、今、この場に至っているわけですから、この協議会を解散すること自体に、私たちは、私は賛同できません。皆さん、いかがですか。

**【坂本代表者】**

そのとおり。

**【森口専任者】**

積み残したまま、あの一、施設規模なんて一番根本的なことを積み残しているのはおかしいですし、ちょっと片山さん、聞いてね。片山さんは、1,600トンで、あの一、少しの量だから大丈夫だかって、少しの量ではなくて、それは資源化すべきだという考えなのは、十分わかっています。そして、あの一、組合議会のときにおいて、その1,600トンを燃やしてしまったならば、すごく焼却炉の、えっと、熱量が大きくなるから、焼却炉の規模にも関係するんだとおっしゃってます。それが、1,600トンじゃなくて2,100トンになるかもしれない。こんな重大な問題を、そうですよね。あの一、えーと、1,600トンなのか2,100トンになるのかわからないわけですよ。プラがどうなるか。プラスチックの量を把握していないということは、焼却炉の規模も把握できていないということになるんですよ。その上で、片山さんは、1,600トンが焼却炉の規模を決めるのにすごく熱力が大きいから大変なんだと言っているのに、それが500トン変わるかもしれない、どうなるかわからないと言っているのに、焼却炉のほうまでやろうとしている。

でね、先にこっちが上流だと言っているのに、ここの上流を決めないで、あの一、焼却、焼却施設はできないと言って、それがほんとうであれば、その、500トンの差も詰められないで、ここが決めるのも決められないでやっていくのはおかしいでしょ。そういうことも、あの一、緊急動議や何かには入っているわけですよ、3施設を全部一緒に考えようというのは。言っていることのつじつまがね、1,600トンはね、あの一、すごく、たい、少ないように思えるけど、焼却炉にとって大変なことなんだって言っていらっしゃるのであれば、その1,600トンが違う数字になるということが大変なことだということを自覚してほしいのと、そのときの、あの一、片山さんの発言では、プラはね、あの一、容量があるから、すごく、あの一、えっと、不燃物施設や何か、破砕機や何かの量でも違くなるんだと、そういう発言もされているわけですよ。もし必要でしたら、後で会議録をお送りいたします。

あの一、そういうことを発言されているのであれば、その、規模の量を、山崎さんがやっている量を重箱の隅をつつくなんていう問題じゃなくて、きっちりしなければ、3施設ともすごく困ったことになると思うんですよ。その辺をどう考えますか。

**【片山参事】**

えっと、この、この間も説明したと思うんですけども、あの一、並行線の問題は並行線だと思うんですよ。理解も納得されないということ、例えば立地の問題、なぜこの場所なのか、それか

らなぜ必要なのか、それからなぜこんな予測を使ったのかという問題もあると思うんですよ。

その中で、何回も申し上げていますが、確かな天気予報、正しい天気予報がないと同じように、正しい予測というのはないんですよ。正しい予測なんていうのはないです。何が妥当かという選び方の問題ですから、それを選んだのが気に入らないと言われても、納得できないと言われても、私どもは、それが妥当だということで選択していますから、それも議論しても並行線だと思うんですよ。

ただ、並行線だとはいえ、もう議論は終わったからしないというんじゃないで、個別には対応させていただきますよというお話をしていると思います。

#### 【山崎専任者】

クロスフォートの山崎です。あの一、いくら話しても並行線だという話ですけども、実際のところね、あの一、片山さんたちが説明してくれている内容って、最初からずっと同じなんですよ。で、それは、前にも話しましたが、1回目の組成分析結果しかないときに、その、比較資料を出したわけですね、多摩19市の平均値。それに近いから、妥当だよという話だった。

で、私はそのとき、まあ、組成分析というのはばらつきがあるんだなというのはわかりますけれども、ただ、具体的な数字がなかったんです。ですが、2回目に小平市さんのほうから、この協議会に、2回目の組成分析結果、調査結果が出てきたわけです。それをもとにですよ、私がやったわけじゃないですよ、そのデータをもとに計算をしてみると、潜在量、要するに調査した中で、あの一、1,000トン増えちゃう。で、そのうちの50%は移行するよ、その移行率もちょっとあやふやですけども、50%移行するとすると500トン増えちゃうんですよ。小平市さんが燃やしているプラ量が。

で、その2回目が出て、500トン増えちゃうという結果が出て、片山さんのほうは、比較する資料と、資料が同じなんですよ。だから、私は、その2回目出たときに、違う、その妥当だよという証拠みたいなのが出てくるのかなと思ったんですけど、結局は、1回目で説明、1回目の組成分析で、結果で計算したものと2回目、500トン増えて、増えた結果を比較する資料が同じなんですよ。結局、それで最終的には組成分析ってばらつくんだと。どのぐらいばらつくのかわからないけども、とにかくばらつくんだという結論まで、あの一、組合のほうからもらってるじゃないですか。どうやってそれが妥当だって言えるのかということなんですよ。

で、それ、いくら並行線でいったって、並行線にならないですよ。その、1回目のあれと2回目で500トンも違っちゃってるんだから、それで違う説明を、証拠を、証明をしてくれれば納得できます。けども、しかく、あ、比較する資料が同じで、これで妥当だよとは、とても納得できないですね。

【森口専任者】

はい。で、こういう質問を、山崎さんは、あの、都市、えっと、都市計画の説明会でしたっけ、で、しました。そのとき、皆さんが言ったお言葉が、あの、そういうことはここでやらないで連絡協議会でやれと。そして、連絡協議会は解散しますと。こんなばかなことはないですよ。連絡協議会でしてくださいと。

【片山参事】

都市計画の説明会のときの回答にも書いてありますよね。

【森口専任者】

書いてありますけれど、そこ……。

【片山参事】

書いてありますけど、それが納得されない、納得する、まあ、私どもは納得してほしいですけども、考え方の違いをいつまでたっても、あの一、一致するわけじゃないじゃないですか。例えば、ここにつくってほしくない、ここは狭すぎる……。

【山崎専任者】

そんな話ししてるんじゃない、今。

【森口専任者】

今、立地のこととすりかえないでください。

【片山参事】

同じ、同じだって言っているんです。

【森口専任者】

施設建設の、施設建設の……。

【片山参事】

同じだと言っている……。

【森口専任者】

施設建設の規模を言っています。

【山崎専任者】

数字が違うといたら……。

【片山参事】

規模についても……。

【山崎専任者】

数字をやりなさいよ。

**【片山参事】**

決める必要があるわけですよ。決める段階で一番妥当な数字を使ったと申し上げている、それが納得できないという申し上げ、意見に対しても……。

**【森口専任者】**

えー、松本参事は、市議会か説明会、あ、説明会の場でか、えー、もう何回かも、えっと、組成分析をやるべきだと発言しています。これは、もう、3市の、ここの考え方が合っていないということですから。

そして、あの一、そういうことを発言した上で、えっと、山崎さんの発言をとめて、協議会でやれと。それで、協議会は解散すると。こんなばかなことはないですから、あの一、私たちは協議会の解散を認められませんが、あの一、解散するというのであれば、そちらが一方的に解散をしたということで、よろ、あの一、そういうふうにごどこにでも言ってください。あの一、私たち、解散にも合意してません。合意いたしません。

**【山崎専任者】**

すいません。あの一、今、片山参事のほうから、私たちは、行政側は、その、設定するときに妥当だと判断したという話だったんですけども、だけど、それを過ぎていってね、いろいろ皆さんが検証した結果、組成分析っておかしいんじゃないのという話になったわけですよ。

で、それでいう……。

**【片山参事】**

あなたたちがなったわけでしょ。私はなってないです。

**【山崎専任者】**

ばらつきがあるというんだから、おかしいでしょ。

**【町田専任者】**

本件の妥当性について言っているの。

**【山崎専任者】**

だからね、そういう状況になっていっても、結局、あなたが言っているのは、その、設定したときに妥当だと考えたから、これが正しいんだ、正しいとは言わないけども、妥当だと言っているわけですけども、でも、条件が変わってきちやっているわけじゃないですか。ね。組成分析がばらつきがあるんだということを認めて、文書にまで回答もらっているわけですから。

で、その実績が、実績として約500トン増えちゃうんだよということは、もう完全にばらつきがあるということですよ。それを1回でやったのが妥当だ、まあ、というか、最初にね、その、設定するときは妥当だとは思いますが、みんな。初めから、これ、おかしいねと思ってやる



人ってあんまりいないんじゃないかな。まあ、やるんだとしたら詐欺師みたいなものですよね。

でも、そういういろんなね、委員の人や、あの一、組織市の人もそう考えているんだと思うんですよ。そういう問題が出たときに、検証しないということがおかしいと思うんですよ。

最初はいいですよ。最初、設定のときは妥当だって考えたのは、それは正しいと思います。だけれども、いろんな疑問が出てきて、検証したら、やっぱりおかしいねってなったら、もう1回やり直すとか、立ち直って考えてみるとかというのは必要でしょうというのは、あの、協議会の中でも説明したことあります、私も。でも、それを一切やらないで進んできちゃっているわけですよ。

で、やっぱりこれ、問題ですよ。組成分析を、あと5回、10回やって、どうなるかわかりませんけれども、やっぱりそういうことをやってこない、かったのが、やっぱり、ここに来て、ずっと同じ、あの一、並行線だ、並行線だといって逃げてますけれども、結局やってこなかったじゃないですか、何も。

**【坂本代表者】**

うん、やってこなかった。

**【山崎専任者】**

だと思いますよ。

**【伊藤課長】**

はいすいません、すいません。えーと、もうですね、かなり時間がたってきております。で、申しわけないんですが、えーと……。

**【坂本代表者】**

最後にいいんじゃないですか。

**【伊藤課長】**

すいません、えーと、時間ないんですが、えーと、連絡事項、こちらのほうをちょっと先にやらせていただいてもよろしいですか。こちらをやってですね、あの、またちょっと話ができればとは思いますが、まずは、えー、まあ、解散の話もしているんですが、解散ですね、まあ、冒頭から申し上げていますが、まあ、要綱上も建設に向けてというようなところでございます。

えー、まあ、その協議会なんですが、で、これからですね、あの一、建設の、まあ、着手というんですかね、それに向けて具体的にまた入っていきます。ですから、まあ、その絡みもあってというところもございますので、まずですね、この、ちょっと連絡報告事項のほうを先にやらせていただきたいと思います。すいません。

で、えっと、じゃ、あの、私からなんですが、えっと、先ほどちょっと森口さんからもありま

した、スケジュールの関係の、えっと、資料ですね。こちらの、えーと、6番が、えーと、都市計画決定ということでの欄になってございます。で、こちらについて、先にお話をさせていただきたいと思います。

まずですね、えーと、まあ、前回は9月ですので、それ以降ということで、えー、まあ、9月20日から、えーと、10月10日まで、こちらですね、あの、都市計画案の、えーと、縦覧と、ま、意見書の提出ということで、えーと、意見書の募集を行っております。こちらの意見書につきましては、えーと、46人、ま、よ、42通の方、えー、42通届いたということで、こちらのほうの意見書のほうが、今、公表がされております。

えー、ま、このからみですね、えーと、案の説明会ということで、えー、9月の29、30という形で3回ほど、えーと、説明会を行っております。え、こちらの参加数、参加者数につきましては59名でございました。

その後ですね、えーと、まあ、11月、10、えー、8日、先日ですね、えーと、8日の水曜日ということで、えーと、東大和市の都市計画審議会のほうが開催をされております。こちらの審議会におきまして、えーと、諮問と答申が行われました。

で、えーと、11月10日ですね、昨日なんですが、えー、都市計画決定の、ま、告示がされたというような状況になっております。

えー、続きまして、ちょっと工事の進捗状況等についてご説明させていただきたいと思います。

#### 【片山参事】

私のほうから、あの一、工事の進捗状況についてと、それから、えー、先ほど来お話があります今後の地域の方とのかかわり方、考え方について申し上げたいと思います。

え、これまでの工事の進捗状況なんですけれども、これまでの経過としまして、10月の31日と11月の1日に、あの、土壌調査のための資料のサンプリングを行いました。えー、それから11月10日、昨日ですね、えー、東京都の条例に基づきます建築計画のお知らせという標識を現場に設置をさせていただいております。

それから、今後の予定なんですけれども、えー、11月の15日ごろから仮設解体工事に着手したいと考えています。ただ、まあ、重機の手配とか天候等ありますので、えー、多少、まあ、ずれ、まあ、ずれ、前に倒れることはないですけど、あとになる可能性はあります。

それから、11月の下旬から12月の中旬にかけて、えー、工事説明会、こちらを開催しようということで準備をしております。ただ、あの一、これ、あの一、地域連絡協議会の皆さん全体ではなくて、条例によって決まっておりますので、敷地から建物の高さの2倍の、2倍の範囲内ということになっております。もちろん、あの、それ以外の方も参加していただいても構いません

んけれども、一応対象はマルハンさんと森永住宅さんと、さくら苑さんと、グランドメゾン玉川上水イーストスクエア管理組合、こちらのほうが対象になると思います。

それから、12月下旬ですけれども、えー、まあ、まだこれも動く可能性があります。確認申請が、まあ、下りればですね、工事着工にしたいというふうに考えておりますが、現場に、えー、ま、建築計画のお知らせの標識が出ているんですけども、それにはですね、11月の15日と、今のところ、表記をしております。この1月の15日というのが本体工事に着手したいというふうに考えている日程でございます。

それから、えー、本格的に建築工事に着手するのは、えー、30年の1月の中旬からというふうに考えてございます。そして、まあ、まだ先ですけども、31年の3月には竣工して4月1日から本格稼働というふうに考えてございます。

それから、あの一、まあ、解散ということで、皆さん、不満の意見を今いただいておりますけれども、えー、今後の地域の方との連絡調整につきましてはですね、ま、工事説明会をまずは開催していきます。えー、まあ、あの一、開催に当たってはですね、えーと、案内はポスティングをさせていただきたいというふうに考えてございます。

で、こちらの説明会はですね、あの一、ま、工事ですから、え、工事主体である我々と、それから工事業者、施工業者ですね、こちらのほうでやっていきたいと思っております。

それから2点目がですね、えー、先ほど来出ています仮称、仮称でちょっと名前つけてみたんですけど、運営連絡会、えー、こちらの要綱のほうをですね、えー、申し上げたとおり4団体で協議をしまして、これから協議をしまして、平成30年度には、まあ、地域の方にお示しをですね、えー、参加をお願いしたいというふうに考えております。

それから最後ですけども、えー、出前説明会、えー、こちらについてはですね、引き続き、ま、自治会、管理組合さん等でですね、えー、またはその他市民グループでも結構ですけども、要請があれば出前で説明に伺います。ま、原則として、これもですね、施設の設置者である組合のほうでこれからはやっていきたいと考えておりますけれども、あ一、立地の合理性だとか必要性だとかという話も含むのであれば、えー、3市の担当にも参加いただいて、えー、説明をさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上です。

**【森口専任者】**

はい。えっと、都市計画……あ、あ、いい？ 先ほど都市……、あ、どうぞ。はい。はい。

**【町田専任者】**

あ、じゃ、最後の、私、一言お願いします。えっと、こういう大事な会議に、えー、管理者も、

副管理者も1人も参加しないというのは、私は非常に不信感を持っています。それはさておき、えー、一方的に、この協議会が終わるということで、いろいろ課題が残っております。それらについては、えー、我々、この中の有志で何人かで問題点をまとめて、えー、関係者に、3市の関係者にですね、えー、送付したいと思っております。

また、場合によっては面談を求めて、その旨をですね、えー、伝えたいと思っております。  
以上です。

【江尻代表者】

すいません、いいですか。

【森口専任者】

あ、あ、いいです、もう。

【江尻代表者】

あの、解散に向けて何か着々と進められてますけど、先ほど坂本さんがおっしゃっていたように、えっと、こちらは、えー、解散には、ま、同意してないと思うんですよね。なので、その事実をしっかり入れてください。

先ほど3つ挙げられてましたけど、やっぱり、そのもう2つ、住民は、住民との同意とか納得、理解が得られなかった。せめて理解が得られなかったというのは絶対入れてほしいですよ。

あともう1つ、一番重要な事実、一方的に解散しますと。4団体のほうの、えー、まあ、そうですね、4団体の意思で一方的に解散しますと。これはほんとうの事実ですからね。これ、絶対に入れなきゃだめになる。

【坂本代表者】

そうですね。

【江尻代表者】

それを入れてくれるんだったら、まあ、もう、これ、もう、こうですよ。もう、こういう感じですから、こちらは。そちらは一方的にやめたいと言っているんですから、こちらの要望も聞いてください。それを入れてもらえるんだったら、まあ、私は、なに、しょうがないなど。

【坂本代表者】

非常に大事なことですかね。

【江尻代表者】

事実ですから。

【森口専任者】

賛同します。

**【坂本代表者】**

それは、伊藤さん、あの一、立場としては絶対入れないといけない話ですよ。まとめ、まとめ、一切まとまってないということですから、今、あの一、江尻さんがおっしゃったことは非常に大事なことで、その事実を書かなかつたら、この会議体は本当にでたらめな会議体になります。だから、最終的な取りまとめとしては、今おっしゃったことをきちっと入れて、織り込んでいただければ、皆さん納得いただけると思います。私も納得します。

**【岡田専任者】**

住民の理解が得られなかった、参加のね、それから、4団体一方的な解散、というような、この辺、文章で入れてください。解散の理由を。

**【片山参事】**

意思による解散。

**【伊藤課長】**

4団体の意思。

**【片山参事】**

意思による解散です。

**【三嶋代表者代理】**

すいません。あの一、会議の最初にも確認しましたが、これは46回できちんと議事録を残してホームページにも残していただける内容で、その議事録の中にも、その今の内容はきちんと入れていただけるということでよろしくお願いいたします。

**【坂本代表者】**

賛成です。で、解散。

**【伊藤課長】**

はい。えーと、そうですね、まあ、あの一、こちらのほうの協議会として、今回、開催させた、開催をさせていただいていますので、こちらのほうは、あの一、まあ、ホームページ等で会議録等をしっかりですね、残すような形をとりたいと思います。

で、今回ですね、あの一、解散という話をさせていただいたのはですね、あの一、まあ、冒頭にも言いましたが、4団体ですね、こちらのほうは、ま、意思の統一をしまして、ま、解散というようところで話をしていることだけ、あの一、申し添えておきたいと思います。

**【三嶋代表者代理】**

すいません、たびたびですけれども、こ、今回の議事録はホームページにアップする前に、え一、地域委員に確認を当然していただけるということで、そちらのほうもお願いいたします。

**【岡田専任者】**

この、こういう形で書いて、書きますから、我々が原案を。それで、見ますから。それでオーケーだったら、そのままやってもらって。

**【森口専任者】**

会議録もアップする前にチェックさせてくださるんですよね。

**【伊藤課長】**

じゃ、それをやってというところでいきたいと思います。

**【岡田専任者】**

それでね、あの一、私のお願いなんですけれど、ま、この会議の中で、ま、ちょっと皆さんとは立場が違うような形でずっとご支援してきました、この会議については。で、一番重要なのは、ここで、これをやめるのはやむなしとして、一番最後に片山参事がおっしゃったですね、次の仮称運営連絡会、これはですね、私、寝屋川に見学行ったりなんかしますとですね、その後のフォローアップがいかに大切か。住民と、ま、できちゃったものはしょうがないという形で、その、けんか別れするのではなくてですね、え一、という形ではですね、やはり、近隣の住民を入れた、そこだけじゃなくて、大和市、それから小平、村山も入れて3市がここを見ていくんだという、そういう幅広い形で見てもらいたいと。

それからもう1つはね、やはり建設がずっと続いているわけですから、その一、地域の、この近隣の、その一、法的な規制だけじゃなくて、やはり幅広くですね、え一、こういうところまでいっているんだ、じゃ、こういう見学会をやりましょうとかですね、そういうことをやっていただきたいんですよ。でないと、まあ、ほんとうにこの近くの人が見て、ああ、できているんだなというのは、こうやって話で済んでしまうんで、それじゃ、我々が何のためにね、5年間もね、一生懸命やったというのを残らないわけですから、反対は反対、それは意見はあるでしょう。でも、つくられるのであれば、私、最初に言いました。世界一のごみ施設、それはできないまでもね、そういう気持ちで、僕は対応してきたつもりですから、ここですぐ切っちゃって、それは、どういう人たちを集めるのか、非常に苦労して、ずっとほっとかれるというのは非常に困るんですよ。早急に、4市が集まって、どういう人たちを集めて、どういう方向性でその協議会をつくるのかということ、松本さん、松本さん、それをやってくださいよ。

**【松本部長】**

やります。

**【岡田専任者】**

東大和市ができるんですから、やはりここを中心とした形ですね。

【松本部長】

はい。

【岡田専任者】

で、一番私がね、余計なことを言いますが、あの、燃焼工場で不満持っているのは、煙は東大和市に半分来る。そのときにね、近隣の一番最後の文書です、道路を通るマンションの人たちしか、その協議会に入れていない。これはおかしいんですよ。あそこのごみについて、みんなが、より理解をし、ごみを少なくしていいものをつくろうというのであれば、東大和市、それから村山の人たちも入れた形で協議会をつくって、そこで、あの、継続してやっていくということをやっていないと。

要するに、山崎さんの話だって、もう少し、そういうことで最初からやっていればこんなことにならなかったと思うんで、ちょっと話長くなりましたけれども、この仮称、あの、運営連絡会というのは、早急に立ち上げることをやってください。

で、ここでもう建設の、ま、INGですよ、今ここまでいつているというようなことを報告できるような形をぜひやっていただきたい。それは、ちょっと議事録に書きませんが、お願いしたいと思います。

ですから、皆さんも、その、なるべく参加して。

【森口専任者】

いえ、できれば、ここをちゃんと解散しないで、ここの方に理解を得てから、これを、この会がそのまま運営の会議に移行できることがベストなんです。それをしないで一方的に蹴ったということを、重々、あの一、認識してください。

【松本部長】

じゃ、あの、最後に、すいません。あの一、ま、私がね、皆さんに特にお礼を言わなきゃいけないのかなとは思っています。

で、かなりいろいろとですね、施設の、ま、建設に当たってということで、まあ、この協議会、設置させていただいて、やはり私どもは、あの一、ごみしかやっていないから、まあ、そういう意味ではばかでなかな、あの一、気づかない点をかなり、こう、気づかせていただいたって思っています。で、そこについては、まあ、謙虚に、ほんとうに、え一、施設をつくるに当たって、え一、考えが及んでいないところに、まあ、皆さんとお話できたことですね、え一、ああ、なるほどなって、正直思わせていただいたといったらほんとうに怒られますが、まあ、そういうところは多々ございます。

ですから、あの一、本来、表記的には、まあ、皆さんからいただいた要望の中で、え一、取り

入れたみたいな表記の表を配ってますけど、ただ、本来、これは、まあ、当初から私ども行政側が気づかなければいけなかったという部分も、えー、多分に入っているんだというふうに、えー、私自身は反省しております。

なので、今後ですね、えー、ま、維持管理等という形の中で、また、あの一、年、ま、明けてしまうわけですけど、ぜひですね、えー、そこは、あの一、ま、少しずつでもですね、距離を縮めていけるような努力を、ま、私どもも当然していくつもりでおりますので、えー、ぜひですね、えー、よりいい、えー、施設がですね、安定した稼働のもと、いけるように、ま、坂本さんは参加しなくていいですから、あの一、ぐちぐち文句言われるような、私は、言葉を申ししているわけじゃございませんので、最後は、素直に、私は、えー、皆さんに感謝をしたいということで、すいません、一言ですが、すいません、失礼します。

〈傍聴者発言あり〉

【伊藤課長】

あ、ちょっと待ってください。えーと、これで会議のほうは終わりにしたいと思いますので、もう終わりに……。

〈傍聴者発言あり〉

【伊藤課長】

それは個別に、すいません。えーと、よろしいですか。それでは、あの一、本日の……。

【坂本代表者】

ちょっとお聞きしたいです。お聞きしたいです。せっかくね……。

〈傍聴者発言あり〉

【伊藤課長】

ごめんなさい、もう、傍聴者ですので、それはすいません、ルールですので、すいませんが。

〈傍聴者発言あり〉

【伊藤課長】

はい。えー、よろしいですか。

それではですね、えーと、すいません、本日の、えっと、地域連絡協議会、えーと、こちらで終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【片山参事】

長い間、ほんとうにお世話になりました。ありがとうございます。